

第四十七回国会 法務委員会 議 録 第 四 号

昭和三十一年十二月十一日(金曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 濱野 清吾君

理事 上村 千一郎君

理事 唐澤 俊樹君

理事 小島 徹三君

理事 細迫 兼光君

賀屋 興宣君

四宮 久吉君

田村 良平君

馬場 元治君

井伊 誠一君

竹谷源太郎君

出席國務大臣

法務 大臣 高橋 等君

出席政府委員

法務 政務次官 大坪 保雄君

検 査 官 大庭 秀吉君

法務 官房 司 法 官 堀野 宜慶君

法制 調査 部長 堀野 宜慶君

委員外の出席者

判 事 長 寺田 治郎君

判 事 長 寺田 治郎君

判 事 長 寺田 治郎君

判 事 長 寺田 治郎君

判 事 長 寺田 治郎君

判 事 長 寺田 治郎君

判 事 長 寺田 治郎君

判 事 長 寺田 治郎君

判 事 長 寺田 治郎君

判 事 長 寺田 治郎君

判 事 長 寺田 治郎君

判 事 長 寺田 治郎君

判 事 長 寺田 治郎君

判 事 長 寺田 治郎君

判 事 長 寺田 治郎君

判 事 長 寺田 治郎君

判 事 長 寺田 治郎君

判 事 長 寺田 治郎君

本日の会議に付した案件

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

○濱野委員長 これより会議を開きます。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。大竹太郎君。

○大竹委員 それでは御質問を申し上げます。

この間配りをいただきましたこの法律案の一部を改正する法律案参考資料というのがありますが、現在とそれから改正の表が載っておりますが、これを見ますと、現在の表は、特号というものがございまして、改正案には、また、たとえば判事補を見ますと、いままで十号まででありましたが、今度は十二号まででございます。しかし、上の表と下の表を比較しますと、比較するようになっておるのでありますが、この上の表と下の表を比較するときには、一号は一号、いままでの一号だった人は下の一号でございまして、この点と下の点とを比べてよろしいのですか、どうなんでしょうか。この点と下の点とを比べてよろしいのですか、この点はどうなんでしょうか。

○守田最高裁判所長官代理人 前のページの十二ページをごらん願いますと、裁判官報酬法十五条というのがございまして、まず判事につきましては十七万円という特別の規定があるわけですが、判事補にあつては八万二千円と七万一千六百円というのがあります。かように、これはいわゆる

特号と言われておった号俸でございます。それはいわば判事補につきましては、ずっと適用されてきて、ほとんど恒久化していきまして、それで特号を改めまして、この二つの特号を一号、二号としたので、判事補の一号がこの下の一号に相当するということでございます。むしろ一号が三号に相当するということでございます。だからこの表は、そういうあたかも御指摘のような感じを抱かせますけれども、実際の切りかえは、一号は三号に切りかわるわけでございます。

○大竹委員 判事の場合も同じでございますか。

○守田最高裁判所長官代理人 判事の場合におきましては、特号十六万円というのがございます。今度はそれが一号になるわけでございます。これは当然そのうちに切りかわるという趣旨でございます。そしてなお二十二万円という特号がございまして、これは今度の改正法の十五条でやはり特号のまま存続してあります。

○大竹委員 それでは次にお伺いいたしますが、これを全体としてみますと、上のほうが非常に上がつておるパーセンテージが多いのであります。また、この下のパーセンテージが非常に多くなつておるやうでございますが、全体としてみまして一般行政官の七・九という率とどう関係になつておるのでしょうか。

○堀野政府委員 ただいま御指摘の点を御説明申し上げます。

たゞいま御指摘のとおり、今回の給与改定を見ますと、判事、検事の上位者の増額率がかなり高い。それから判事補の一番下のところの増額率が高い。それに反してまん中辺が比較的低いという形になつております。これは今回の給与改定におきまして、従前どおりいわゆる対応金額スライドという、一般の職員に並んで相応じて金額を上げていくというたゞまは維持したわけでございますが、その

ほかに、今回は臨時司法制度調査会の意見の趣旨を盛り込みまして、上位者につきましては管理職手当を廃止いたしまして、その分をある程度本俸に見込んだわけでございます。そこで上位者につきましては、普通のベースアップよりも増額率が高くなるか高いということになっております。

それから判事補の一番下のところにおきましては、これも調査会の御意見を取り入れてまして初任給の改定、増額をいたしたわけでございます。したがって、判事補の初任給並びにそれよりも二段階以上の部分は通常のベースアップ以上に初任給の引き上げというものを加味して上げておるわけでございます。したがって、全体の形といたしましては、従来のような対応金額スライドそのものだけではなく、さらにそれに多少の手直しをいたしましたので、一般職のアップと同じ形にはなつていない、こういう結果になっております。

○大竹委員 それでは上のほうから聞きますが、上のほうのいわゆるいままでの管理職手当を全額入れたのであります。一部を入れたのであります。それからまた管理職手当がつかない今度の号はどれ以下になるのでしょうか。その点をちょっと説明してください。

○堀野政府委員 管理職手当につきましては、今回の改定によりまして、裁判官、検察官につきましては、すべて管理職手当を廃止いたしたわけでございます。したがって、今後は一切管理職手当というものはなくなるわけでございます。

そこで現在はどうなつておるか申し上げますと、現在管理職手当のついておるのは、現行の号俸で申しますと、一号、二号、三号まででございます。四号以下は、現在管理職手当をもらつていない者でございます。そこで一号につきましては、一八%の管理職手当をもらつておる者、二一%の管理職手当をもらつておる者、さらに管理職

手当を受けていない者と三種類になっているわけ
でございす。それから二号につきましては、判事
の場合には一二%を受けている者と全く受けてい
ない者、この二種類になっております。檢察官に
つきましては、検事は二号につきまして一八%
の者、一二%の者、全く手当を受けていない者、
この三段階になっているわけでございます。それ
から三号につきましては、判事、検事ともに一二%
を受けている者と全く受けていない者、この二種
類になっているわけでございます。

そこで今回管理職手当を廃止いたしましたして、臨
時司法制度調査会の御意見の趣旨に沿いまして、
これを本俸のほうへ見込んでいくという操作をい
たしたわけでございますが、たとえば一号で申し
ますと、一八%の者、一二%の者、ゼロ%の者、
三段階ございすので、機械的な操作をいたしま
すと、今後は現在の一号が三段階に分かれる、こ
ういう結果にならざるを得ないわけでございます。
そこで臨時司法制度調査会の御意見にもございま
したとおり、裁判官の報酬につきましてはあまり
刻みが多くなるということに感心しない、なるべ
く刻みを簡素化すべきであるという御意見がござ
いました。その趣旨を体しますと、現在の一号が
改定後三つに分かれるということは非常に煩瑣な
結果になりますので、今回の改定にあたりまして
は、一号はやはりなるべく分散しないで、一つの
まとめた新しい形の号俸にしていきたい、こうい
う考え方をとったわけでございます。そこで、管
理職手当を組み入れますのに、管理職手当を本来
もらっていない者もあわせて検討する、こういう
ことに相なりますので、大体一八%、一二%、ゼ
ロ%とございまして、これをまとめていくという
ことになりす。とおおむね一二%のものを見込
んでいくというのが受当な線ではなからうかとい
うふうに考えまして、一号と二号をあわせて新三
号の十五万円といたしたわけでございます。この
中には通常のベースアップのほかに約一二%程度
のものが余分に増額されておるわけでございます。
計算上はそれがほぼ管理職手当の組み入れという

ものに該当するものと考えられるわけございま
す。

それから三号におきましては、先ほど御説明申
し上げましたように、一二%のものとゼロ%のも
のでございす。これも両方あわせて一つにま
とめるといふことにいたしますと、ほぼ六%前後
を組み入れるのが受当ではなからうかというこ
とで、通常のベースアップのほかに約六%のものを
組み入れまして十三万五千円という金額に相な
つておるわけでございます。

○大竹委員 この管理職手当を本俸に組み入れる
というところは、一応裁判官のような職について
はわからぬわけではないのですが、やはり管理職手
当はその名の通り管理職に支給すべきものだ
と思うのであります。そういうことになりま
す。地方裁判所の所長さんという人が高裁
の普通の部長さんになった場合に、この号の關係
からいって管理職手当をつけるべきでない人に
でも管理職手当がつくということにならぬので
か。その点は実際問題として不都合なことにな
るのではないかと申すのですが……

○堀野政府委員 御指摘のとおり、従来は管理職
手当のつくポストに就任いたしました者がその手
当を受ける、こういう形になっておるわけござ
いす。今回の改定におきましては管理職手当を
全廃いたしましたので、今後はそういうことはな
くなるわけでございます。そこでたまたま御指摘
のように、人事管理上それで円滑にいくかどうか
という問題でございますが、本来裁判官につきま
しては、こういう管理監督の職にあるがゆえに特
別の手当を与えるというようなことは裁判官の制
度自体にふさわしくないのではないかと議論
がございまして、その趣旨に従って廃止するとい
う方針をとりましたので、今後の人事の運用につ
きまして、本俸だけで運用するということの特
別の支障はないというふうに考えております。

○大竹委員 それでは初任給についてお尋ねした
いのですが、初任給を上げたということは、一
言で言って判事や検事になり手がないうること

で上がったのだらうと思いますが、しかし、判事
補から判事になる初任給なんかの上げ方は結局中
だるみになっておりますが、どこの会社その他で
も同じことであります。やはり一番の能率を上
げるのは中堅の人々であるという点から見ますと、
上と下だけがばかに上がって、中の人は一般の
パーセンテージから見るとずっと下がっている
というところは、やはり裁判、検事の運営能率を上げ
るという面から見て必ずしも受当でないと思いま
すが、その点はどうかお考えですか。

○守田最高裁判所長官代理者 裁判官の報酬法第
十条の規定がございまして、スライドの規定があ
るわけでありす。そのスライドの規定の解釈は、
先般答申されました臨時司法制度調査会の意見も
対応金額スライド方式を維持するという解釈に
なっております。それを機械的に適用いたします
と、判事の初任給九万円というのがございす。
これは九万二千三百円が相当であるわけござ
いす。これを九万円にいたしましたのは、実は判
事の六号、七号、判事補の十一号、十二号、こ
ういったところは、ここ数年来大体一般の行政官の
二倍近くになっております。あるいは二倍をこえ
ておるところもあります。非常に中ぶくれになっ
ておるから、対応金額スライドをとりながら、し
かも最高裁判所の自主的な判断に基づいて、そこ
をモディファイして適用すべきであるという臨時
司法制度調査会の意見もございまして、そう
いったものを加味してここは九万二千三百円のと
ころを九万円にいたしました。これでも一般の行
政官と比較いたしますと、大体八〇%程度は上
なる、こういうことであります。

○大竹委員 次に、暫定手当の本俸繰り入れ、来
年の四月から入れる点であります。これに対し
ては判事も検事もそうでありす。一号、二号
を、暫定手当を本俸に繰り入れなかったという理
由はどこにあるのですか。

○堀野政府委員 暫定手当の組み入れの問題で
ございす。一般職につきまして、明年の四月一
日から現行の暫定手当の一部を本俸に繰り入れる

という措置をとりましたので、それに合わせまし
て、裁判官、檢察官につきまして、これと同じ
ような措置を講じたわけでございます。そこで、
ただいま御指摘の一号、二号についてそういう措
置がとられていないのはなぜか、こういうこと
でございす。これは今回の給与改定におきま
して、判事、検事の一号、二号、すなわち二十一万円
と十九万円の二つの額、これは一般職で申しま
す、いわゆる指定職に見合う号俸ということ
で設けたわけでございます。そこで、一般職のほう
の暫定手当の組み入れにおきまして、今回は指定職
甲欄に掲げるものにつきましては、本俸の中に組
み入れることをいたしません。従来どおり暫定
手当の形で引き続いて手当を支給する、こうい
う形になっているわけでございます。そこで、こ
れに見合います一号の二十一万円、二号の十九万円
につきまして、本俸組み入れという形をとしま
せん。なお暫定手当の形で支給する形を残した
次第でございます。

○大竹委員 それからいま一つ、繰り入れの問題
であります。これは四月一日以降施行するとい
うことであります。これは一緒にやっておく
という意味からいえばあれなんです。ありますが、通
常国会でこの問題は取り扱ってよかったと思いま
す。これは一緒に取り扱った理由はどこにあるの
でありますか。

○堀野政府委員 御指摘のとおり、来年の四月一
日から施行する予定の改定でございます。次
の通常国会で御審議をいただきます。御決
いたしても間に合わないことはないのございま
す。一般職の改定におきまして、ベースアップ
を九月一日にさかのぼって実施する。同時に、来
年の四月一日から暫定手当の一部を本俸に組み入
れるというところを、一般職の給与改定法案にお
きまして、この二段階の手續を一つの改正法案にま
とめてございすので、それに合わせて裁判官の
報酬法、檢察官の俸給法におきまして、同じよ
うに二段階の切りかえを一度に試みるという改正
案を提出いたしましたわけでございます。

○大竹委員 最後にいまい一つ、これは臨時司法制度調査会の意見書にもちよつと書いてあるのではありませんが、一般の行政職は大体勤続年数が三十年以下、裁判官、検察官その他は三十年以上四十年にも達する人があるわけでありまして、そういうふうなことで、大体上と下がある程度似ておつて、結局、裁判官、検察官は昇給がおそい、こう一口に言へば考えられるようでありまして、その点についての行政官との均衡、それから裁判官になり手がないうのもつととなるようにするというような点から、いまの問題をどうお考えになりますか。

○堀野政府委員 ただいま御指摘のとおり、裁判官あるいは検察官の給与が一般行政官吏に比べて不利ではないかということがよく言われるわけでございます。戦前の給与体系におきましては、裁判官、検察官の給与は一般の官吏と全く同じでございました。したがって、初任給も同じ、上がり方も同じ、上も同じ、こういふことになっておりました。勤続年数だけが、普通の行政官といたしましてと約三十年、これが裁判官、検察官となりまして四十年といふことになりました。同じ給与の幅の中に、一方は三十年分の人が組み入れておるのにもかかわらず、裁判官、検察官につきましてはその間に四十年分の人が組み入られておるといふことで、いわば押せ押せで給与が下がるを得ないといふような結果になりました。きわめて不利な状態にあつたと考えられるわけでございます。ところが戦後の裁判所法施行後の裁判官の報酬、検察官の俸給の組み方は、戦前の場合とは非常に違つておりまして、初任給自体が一般の公務員よりはかなり高いのでございます。それから各号俸の刻みもかなり刻まれております。その額も経験年数で一般行政官と対比いたしますと、相当高いのでございます。先ほど守田人事局長からの御説明もございましたとおり、五割ないし八割というくらい高い状態になっているわけでございます。そういうふうにして進んでまいりますので、約三十年で一般の公務員の場合に事務次官になっておやめになるというふうには仮定いたしますと、裁判

官、検察官につきましても、約三十年でそれと同じ号俸、改定で申しますと二十一万円あたりでございますが、ここまで到達するわけでございます。

そこで三十年間の経過といふことを考えてみますと、なるほど頭はそろいますけれども、初任給、それからまん中辺、いずれも裁判官のほうがはるかに高いのであります。裁判官のほうが一般官吏より相当有利になっているわけでございます。ただ、先ほど御指摘のとおり、三十年くらいで頭打ちになっているという現象があるわけでございます。裁判官につきましては、二十一万円の上には十二万円、従来の十七万円でございます。これが今回の改定で二十二万円といふことに相なります。この一つの号だけが特別の号として積まれているというにすぎない次第でございます。三十年たつて一般の行政官と頭が並んだ、その後十年余りおつとめになる、その間には二十二万円の一段階しか積まれていない、こういう不合理な点が残つておるわけでありまして、この点につきましては、先般臨時司法制度調査会でも、経験豊富な判事、検事の処遇を適正するために、もう少し号俸を積み上げるべきだといふ御意見があつたわけでございます。そこで私どももいたしまして、何らかの方法でそれを実現したいといふふうに考えているわけでございますが、今回の給与改定は、特別職の給与改定におきまして、特別職の上位者の給与が据え置きになりました。そこで、それと見合つて定められておりました裁判官、検察官の認定官の分でございますが、この上位者が据え置きのになりました関係で、合理的な間差額をもつて現在の上の号俸を積み上げることが非常に困難になりました。はなはだ遺憾でございますが、その号俸の積み上げといふ臨時司法制度調査会の御意見につきましては、今回は見送らざるを得なかつた次第でございます。将来その実現に努力をいたしたいといふふうに考えております。

○大竹委員 終わります。

○堀野委員 長 これにて両案に対する質疑を終了いたします。

いたします。

○濱野委員 長 これより討論に入る順序であります。別に討論の申し出もございませんので、直ちに採決いたします。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○濱野委員 長 起立総員。よつて、両案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○濱野委員 長 両案に対し、自由民主党、日本社会党、民主社会党共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、本動議について提出者からその趣旨説明を求めます。坂本泰良君。

○坂本委員 自由民主党、日本社会党、民主社会党を、お許しを得て代表いたしました。附帯決議案を提出したいと思ひます。

案文を読み上げます。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

檢察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案

正する法律案に対する附帯決議(案)

裁判官および檢察官の職務とその責任の特殊性にかんがみ、政府は、裁判官および檢察官の給与制度については、臨時司法制度調査会の意見を尊重し、その優遇策の樹立と速やかな実施について、格段の努力を致すべきである。

右決議する。

以上であります。

○濱野委員 長 本附帯決議案につきまして発言を求められております。志賀義雄君。

○志賀(義)委員 決議案の趣旨には賛成であります。ただ一言、法務大臣には今度初めて申し上げるのでありますが、いつも年末から三月の年度末にかけては、法務省並びに裁判所の一般職員から

私のところへ俸給袋がたくさんきます。これについて非常に不合理な点が多々ありますので、こういうふうな裁判官並びに檢察官の優遇策を樹立する決議を出されるについては、法務省並びに裁判所において、一般職の状態がどういふふうにあるか、あるいはさらに雇人の状態はどういふふうにあるかといふこともあわせてお考えになりませんか、上のほうばかりは多少よくなつても下のほうに困る、こういう状態になります。前に岸信介君がけがをしたときの証拠物件が全部、岸君のほうから提出した分までが刺したほうの荒牧君のほうに返され、これを発表されると非常にぐあいの悪いものまでも荒牧君のほうに返されたという実例がある。檢察庁ではあつてその返還を要求したところが、どこにいったかわからないというふうなことがありますが、こういうことも実は一般職のほうについて、そういうところまで十分注意が回らないような状態にある。法務大臣、あとでよくお聞きください。とんでもないことです。そういうことも出てくるのであります。そういう点もよくあわせてお考えになりませんか、これはいけない。そのことだけ一言申し添えておきますから、法務大臣並びに最高裁判所のほうでもその点は十分に配慮していただきたいと思ひます。この点だけを申し上げておきます。

○濱野委員 長 本動議について採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○濱野委員 長 起立総員。よつて本動議は全会一致をもって可決されました。

この際、両案に付されました附帯決議に対し政府の所信を求めます。法務大臣高橋等君。

○高橋(等)國務大臣 ただいまの御決議の趣旨につきましては、これを尊重いたしまして、極力実現の方向に努力いたすことといたします。

○濱野委員 長 次にほかありません。ただいま可決せられました両案に対する委員会報告書の

作成につきましては、委員長に御一任を願いたい
と存じます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱野委員長 御異議なしと認めます。よって、
さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○濱野委員長 次会は来たる十七日開会すること
とし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十六分散会